

①法第 26 条第 1 項第 1 号の意見を述べた場合

審査報告書

管理番号：	受付	会議日	開催場所
審査対象の管理者名 及び 医療機関名			
審査対象の再生医療等 の名称			
再生医療等提供計画書 の概要			
再生医療等委員会の 意見			
再生医療等提供の適否			
＜計画書提出日＞審査の対象となった医療機関が厚生労働大臣又は地方厚生局長に当該再生医療等提出計画を 提出した年月日（省令第 27 条第 2 項の通知により把握した提出年月日）			

第四条第二項（第五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により再生医療等を提供しようとする病院若しくは診療所又は再生医療等提供機関の管理者から再生医療等提供計画について意見を求められた場合において、当該再生医療等提供計画について再生医療等提供基準に照らして審査を行い、当該管理者に対し、再生医療等の提供の適否及び提供に当たって留意すべき事項について意見を述べること。

議論の概要

結果を含む議論の概要で、質疑応答などのやりとりが分かる内容を記載。

第四条第二項（第五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により再生医療等を提供しようとする病院若しくは診療所又は再生医療等提供機関の管理者から再生医療等提供計画について意見を求められた場合において、当該再生医療等提供計画について再生医療等提供基準に照らして審査を行い、当該管理者に対し、再生医療等の提供の適否及び提供に当たって留意すべき事項について意見を述べること。